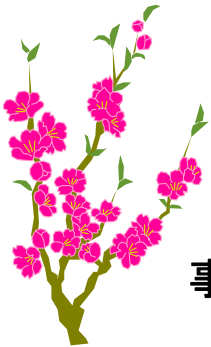


平成 27 年

ふれあい通信

第 6 号

3月23日



歩行中の交通事故防止



春の訪れとともに、外出する機会が増えるこの時期、交通事故には十分注意が必要です。

春休みで、子供の外出も増えるこの時期、どのようなところに注意したら事故は防げるでしょうか！？

歩行者は 急に出るのは ダメ！



みなさんも経験ありませんか？
「ちょっと近道しよう。」
「渋滞車両の間を通り抜けよう。」
とってしまうことが。
でも、車は急には止まれないのです。
車が止まれないような危険な場所からは、
横断しないようにしましょう。

こんな所から歩行者が！！

道路に飛び出さないこと、安全確認すること、横断歩道を渡ることなどを必ず守りましょう。

子供には、大人がお手本になって、正しい交通ルールを教えましょう。



止まる・見る・待つ！！

歩行者の皆さんが、安全確認をしっかり行い、停止して待つことで防げる事故もあります。
車も歩行者もお互いに気をつけましょう。

運転者は 免許を持っている責任を持って 運転を！



交差点で、一時停止の標識があると、たいていの車の運転者は停止するでしょう。

しかし、その後、事故を起こす人もいます。

発進する前にもう一度！！

「車が通っていないか。」

「歩道に歩行者がいないか。」

確認することが大切です。

「もしかしたら」の気持ちで！！

子供や高齢者を見かけたときは、

「飛び出してくるかもしれない。」

「道路を横断してくるかもしれない。」

という気持ちを、常に持ちましょう。

たとえ歩行者の思いがけない行動による事故であっても、責任は運転者にあることを忘れないようにしましょう。



還付金詐欺にご注意を！！ ～生活安全企画課より～



「年金」「保険料」などの“還付金名目の詐欺”県内で被害発生！

市役所職員や銀行員をかたり、「還付金があります、ATMで手続きして下さい」と電話をかけてきて、量販店やコンビニエンスストアなどのATMに誘い出し、携帯電話で操作の指示を出して振り込ませる手口の“還付金名目の詐欺”。県内で実際に被害が出ているほか、相談が多数持ち込まれています。

～電話で「還付金がある」はすべて詐欺！～を合い言葉に

施設の窓口で掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

FAX配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、
下記にご連絡ください。また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp